

地方独立行政法人3病院における 次期中期目標・計画の策定及び、現中期計画・年度計画の評価について

・次期中期目標期間 : 平成27～31年度 [5年間] (参考) 看護大学・次期中期目標期間 : 平成28～33年度 [6年間]
 ・現中期目標期間 : 平成22～26年度 [5年間] ・現中期目標期間 : 平成22～27年度 [6年間]

項目	実施内容	地独法	時 期													
			平成25年度	平成26年度						平成27年度						
			2月10日 評価委員会開催	8月1日 評価委員会開催	8月28日 評価委員会開催	9月	11月 評価委員会開催	12月	1月 評価委員会開催	3月	7月 評価委員会開催	8月 評価委員会開催	9月			
次期中期目標の策定	県は、現中期目標の期間が終了するまでに、評価委員会の意見を聴取、議会の議決のうえ、次期中期目標を定め、法人に指示する。	§ 25	・次期中期目標策定にあたっての方向性の確認	・次期中期目標(案)の検討	・評価委員の意見反映後の次期中期目標(案)の確認		・次期中期目標(案)の最終確認									
				・次期中期目標(案)の作成		・次期中期目標(案)のパブリックコメントの実施 ・次期中期目標(案)の委員会説明(9月議会)		・次期中期目標の議決(12月議会) ・次期中期目標の法人への指示								
次期中期計画の策定	法人は、中期目標を達成するための計画を作成し、県の認可を受ける。県は認可をしようとするときは、評価委員会の意見を聴取、県議会の議決を経なければならない。	§ 26 § 83		・次期中期計画(骨子案)の検討		・次期中期計画(素案)の検討		・評価委員の意見反映後の次期中期計画の確認								
				・次期中期計画(骨子案)の作成		・次期中期計画(素案)の作成	・次期中期計画の作成		・議決(3月議会) ・次期中期計画の認可							
現中期計画の業務実績評価	法人は、中期目標の期間の終了後三月以内に、現中期目標に係る事業報告書を県(評価委員会)に提出のうえ公表し、評価委員会の評価を受ける。評価委員会は、法人に評価結果を通知するとともに、県に報告し公表する。県は、議会に報告する。	§ 29、 § 30				・中期計画期間に係る業務の実績に関する評価実施要領(案)の検討		・評価委員の意見反映後の中期計画期間に係る業務の実績に関する評価実施要領の確認					・現中期目標期間中の業務実績の自己評価ヒアリング	・現中期目標期間中の業務実績の評価結果確定		
						・中期計画期間に係る業務の実績に関する評価実施要領(案)の作成	・中期計画期間に係る業務の実績に関する評価実施要領(案)の作成						・現中期計画の業務実績報告書提出	・評価委員の評価の取りまとめ	・議会報告(9月議会)	
年度評価の実施	法人は、各年度の業務実績について、評価委員会の評価を受ける。評価委員会は、法人に評価の結果を通知するとともに、県に報告し公表する。県は、議会に報告する。	§ 28		・H25年度業務実績の自己評価ヒアリング	・H25年度業務実績の評価結果確定								・H26年度業務実績の自己評価ヒアリング	・H26年度業務実績の評価結果確定		
			・H25年度計画の業務実績報告書提出	・評価委員の評価の取りまとめ	・議会報告(9月議会)							・H26年度計画の業務実績報告書提出	・評価委員の評価の取りまとめ	・議会報告(9月議会)		

法人対応業務 県対応業務